

平成15年3月18日
中国電力株式会社

コンプライアンスの推進について

当社は、平成3年に中国電力のあるべき姿を明示した「企業理念」を制定し、社会の一員として地域の発展に貢献するよう努力してまいりました。

今後も社会から信頼され、選択され続ける企業となるためには、経営トップから社員一人ひとりに至るまで、遵法精神と倫理観をもって行動していくことが肝要であるとの認識のもと、このたび、当社は、コンプライアンスのより一層の推進を図ることいたしました。

当社は、平成12年3月に策定した EnerGIA Will (行動指針) において「あるべき社員像」を示しておりますが、企業倫理の徹底という観点から、これらの行動指針をより具体的に展開した「中国電力企業倫理綱領」を新たに策定いたしました。

また、「企業倫理委員会」および「企業倫理相談窓口」を4月1日に設置するほか、コンプライアンスの推進・徹底については、各組織・事業場の長が、自己点検の実施も含め責任を持って行うことを明確にいたしました。

「中国電力企業倫理綱領」、「企業倫理委員会」および「企業倫理相談窓口」の概要は、以下のとおりです。

1. 「中国電力企業倫理綱領」の策定(4月1日公布)

企業倫理の徹底という観点から、EnerGIA Will (行動指針) に示されている基本的な行動指針を、より具体的に展開し、企業行動規範および社員行動規範からなる「中国電力企業倫理綱領」を策定しました。

構成

- I. 企業倫理綱領策定の目的
- II. 企業行動規範
 1. 公益的課題の達成
 2. 公正、透明な事業運営
 3. 役員の責務
- III. 社員行動規範
 1. 基本的心構え
 2. お客さま対応にあたっての行動規範
 3. 株主・投資家対応にあたっての行動規範
 4. 職場における行動規範
 5. 社会人としての行動規範

2. 「企業倫理委員会」の設置(別紙参照)

コンプライアンス推進にかかわる事項を審議する「企業倫理委員会」を設置します。社外の方にも委員会メンバーとさせていただくことにより、公平性、透明性を確保します。

構成(発足時)

委員長 高須司登 会長

副委員長 白倉茂生 社長

森川憲明 弁護士

委員 北野盛荘 総務担当常務取締役

沖 純次 人材活性化室長

岩崎恭久 考査部長

松本喜一郎 総務部長

平家裕一 中国電力労働組合執行委員長

その他議題に応じ委員長が指名する者(事業本部長等)

事務局 総務部

3. 「企業倫理相談窓口」の設置(別紙参照)

法令違反や企業倫理上の問題等に関する相談を受け付ける窓口として、総務部(法務担当)内に「企業倫理相談窓口」を設置します。

原則として、実名の相談を受け付けます。ただし、相談者保護の観点から、相談者の氏名などは窓口において秘匿するとともに、相談したことをもって相談者に対する待遇、異動、昇進等に関する不利益な取扱いはいたしません。

以上

[別紙 コンプライアンス推進体制](#)

コンプライアンス推進体制

